

国際複合医工学会会則

平成25年9月25日

# 国際複合医工学会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本学会は、国際複合医工学会（以下、「本会」という。）と称する。

2 本会は、英文では Institute of Complex Medical Engineering (ICME)と表示する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、複合医工学に関心を持つ者が、知識・技術の交流と親睦を図り、複合医工学および関連領域における研究を推進し、その成果の普及に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会等の開催
  - (2) 論文集・機関紙・研究資料などの刊行
  - (3) 会員相互の研究に関する連絡及び協力
  - (4) 国内・国外における関係学術団体との連携
  - (5) その他の本会の目的を達成するための事業
- 2 前項の事業は、日本及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員及び社員

(会員の構成)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1)正会員 本会の目的事業範囲において、専門の学識又は相当の経験を有する個人
  - (2)学生会員 本会の目的事業範囲に関する課程を置く学校・大学・大学院において、その課程を履修している個人
  - (3)法人（賛助）会員 本会の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体
  - (4)名誉会員 本会の目的事業範囲において、特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人
  - (5)顧問 本会の目的事業範囲において、その事業実施において特別に助言を行う個人
- 2 評議員は、正会員の中から「評議員選出細則」をもって選出される。
- 3 評議員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時総会の終結の時までとする。

- 4 辞任等により評議員が欠けた場合は、「評議員選出細則」の規定に従って補充する。補充された評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 5 学生会員であった者が当該学校を卒業または修了したとき、本人が希望するならば、これを正会員とする。

#### (入会)

第6条 正会員、学生会員及び法人会員になろうとする者は、本会所定の入会申込書に銃って申し込み、理事会の承認を受けなければならない。また、学生会員となるためには、学生の身分を証明する書面の写しを申込書に添えて提出しなければいけない。

#### (会費の納入)

- 第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会費を支払う義務を負う。
- 2 既納の会費は、これを返還しない。
  - 3 会費は年額の前納を原則とし、複数年分を一括納入することもできる。
  - 4 会員がその資格を失ったときに会費の未納がある場合は、これを納入しなければならない。
  - 5 会員で退会しようとするものは、会費を完納した上、理由を付して退会届を提出しなければならない。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

#### (除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって会員を除名することができる。
- (1) 本会の会則その他の規則に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の事業を妨害する行為のあったとき
  - (3) 会員としての義務に違反したとき
  - (4) 会費を2ヵ年以上滞納したとき
  - (5) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 総会で会員の除名を決議する際は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。その手続きについては別に定める。

#### (会員資格の喪失)

- 第10条 第8条、第9条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
  - (2) 成年被後見人となったとき
  - (3) 死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
  - (4) 除名されたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員は、退会し又は除名された場合、既納の金銭物件の返還を要求することはできない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての評議員をもって構成し、総会における議決権は評議員1名につき、1個とする。

(権限)

第13条 総会は、会則に定める事項に限り決議することができる。

(開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、過半数を有する評議員が出席し、出席評議員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(書面表決等)

第18条 総会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により議決権を行使し、あるいは他の評議員を代理人として評決を委任することができる。この場合において、前条の規定の運用については、出席したものとみなす。

(決議の省略)

第19条 理事又は評議員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第5章 役員

(役員 の 設置)

第 2 1 条 本会に、次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上
  - (2)監事 2名以内
- 2 理事会の決議により、理事の中から代表理事1名を選定する。
  - 3 理事会の決議により、理事の中から理事長1名、副理事長1名以上を選定する。  
代表理事は、理事長又は副理事長のいずれかを兼務することができる。

(役員 の 選任)

第 2 2 条 理事及び監事は、評議員の中から、総会の決議によって選任する。

(理事 の 職務 及び 権限)

第 2 3 条 理事は、理事会を構成し、法令及び会則で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの会則で定めるところにより、本会を代表する。
- 3 理事長は、本会の業務を統括する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

(監事 の 職務 及び 権限)

第 2 4 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第 2 5 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員 の 解任)

第 2 6 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員 の 報酬 等)

第 2 7 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議をもって定める。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 2 8 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、会則に別に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 業務に関する規則の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事、理事長、副理事長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第32条 理事会の決議は、会則に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第33条 理事が理事会で決議すべき事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第7条 基金

(基金の拠出)

第35条 本会は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

- 2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議により定める。
- 3 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。
- 4 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議に基づき行う。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画、収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が報告書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

(非営利性)

第39条 本会は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 事務局

(事務局)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長等の職員を置く。

2 事務局長の選任及び解任は、理事会で行わなければならない。

## 第10章 附 則

(規則)

第41条 会則に定めるものの他、本会の運営に関する事項については、理事会において定める規則による。